

横浜市
ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成 21 年 4 月

横浜市

CITY OF YOKOHAMA

「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進は、平成 14 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）により開始されました。この法に基づき、国は平成 15 年 1 月に「ホームレスの実態に関する全国調査」を行い、この結果を踏まえて、平成 15 年 7 月に、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付け、また、地方公共団体においては、必要に応じて、この基本方針等に則し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされています。

このため、本市では、この国の基本方針及び神奈川県「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を踏まえ、平成 16 年 10 月に「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しました。

この実施計画の中で、本市のホームレスの自立の支援に関わる関係区局が、平成 20 年度までの 5 力年間に取り組むことと定めた 10 の取組方針により、ホームレスの自立の支援等を推進してきたところです。

国の基本方針では、策定後 5 年を目途に方針の見直しを行うこととされていました。見直しにあたっては、ホームレスの実態についての調査を実施することとされており、そのため、平成 19 年 1 月に国は、「ホームレスの実態に関する全国調査」を行いました。

国は、この調査の結果から、ホームレスの数は減少傾向にあるものの、依然として多数のホームレスがいることが確認されたほか、ホームレスの高齢化、ホームレス期間の長期化、就労意欲の低下等の傾向が見られたとしています。こうした実態を踏まえ、国は平成 20 年 7 月に基本方針の見直しを行いました。

このため本市においても、新たな国の基本方針に則して、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 力年間、本市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図るため、新たに「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。

第1 ホームレスに関する現状

- 1 ホームレスの実態に関する全国調査 1
 - (1) ホームレス概数調査結果 1
 - (2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果 1
- 2 ホームレス自立支援施策の現状 6
 - (1) 横浜市のホームレス自立支援施策の経過 6
 - (2) 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画 6
 - (3) 横浜市の主なホームレス自立支援施策 7

第2 ホームレス自立支援施策の推進方策

- 1 基本的な考え方 10
- 2 各課題に対する取組方針 11
 - (1) 就労自立の支援に取り組みます 11
 - (2) 居住場所確保の支援に取り組みます 11
 - (3) 保健・医療の確保の支援に取り組みます 12
 - (4) 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます 12
 - (5) 再び野宿生活となることを防止する支援に取り組みます 13
 - (6) ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組みます 14
 - (7) 人権擁護に取り組みます 14
 - (8) 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組みます 15
 - (9) 市民や民間団体との連携に取り組みます 15

第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

- 1 庁内推進体制 17
- 2 庁外の関係機関との連携 17
 - (1) 国、神奈川県等関係機関との連携 17
 - (2) 民間団体との連携 17
- 3 実施計画の策定機関等 17
 - (1) 計画期間 17
 - (2) 実施計画の評価と次期計画の策定 17

資料編

- ホームレス自立支援事業等の実績・・・・・・・・・・・・・・・・18
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法・・・・・・・・19
- 横浜市ホームレス自立支援施設条例・・・・・・・・・・・・22

第1 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの実態に関する全国調査から

国は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号）及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 15 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の見直しを検討するにあたって、施策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的に、平成 19 年 1 月に「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施しました。

調査は、目視による概数調査と個別面接による生活実態調査からなり、生活実態調査は、平成 15 年 1 月の全国調査において、100 人以上のホームレスが確認された自治体において、約 2,000 人を対象に行われました。本市においても、国に割り当てられた人数となる 40 人を対象として実施しました。

なお、概数調査は、施策の効果を継続的に把握するために、平成 20 年 1 月にも実施されました。

(1) ホームレス概数調査結果（平成 20 年 1 月実施）

平成 20 年の調査では、全国で 16,018 人（19 年調査:18,564 人）、横浜市では 649 人（19 年調査:661 人）のホームレスが確認されました。

指定都市（東京 23 区を含む）では、多い都市から大阪市（3,647 人）、東京 23 区（3,436 人）、福岡市（782 人）、横浜市（649 人）となっています。また、都道府県別では大阪府（4,333 人）、東京都（3,796 人）、神奈川県（1,720 人）となっています。

(2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果（平成 19 年 1 月実施）

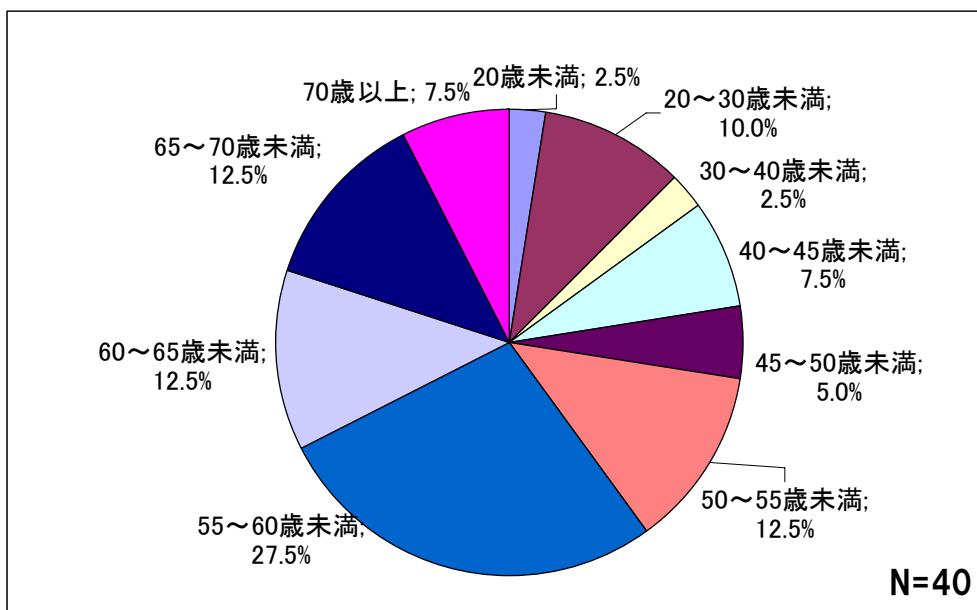
市内において、調査協力を得られた 40 人のホームレスに対する聴き取り調査の結果は以下の通りでした。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は約 53.7 歳でした。また 50 歳から 64 歳までが 52.5% でした。また、65 歳以上の高齢者が 20% でした。

平成 15 年調査を振り返ってみると、ホームレスの平均年齢は 55.3 歳でした。50 歳から 64 歳までが 70% となっていました。65 歳以上の高齢者は 7% でした。

【図1 ホームレスの年齢】



※ 以下、Nは調査対象者40人のうちの有効回答者数

イ 野宿生活の状況

野宿場所が一定の場所で決まっていると回答した人は 82.5%でした。また、直近の屋外生活期間は、最も多い層は 1 年以上 3 年未満の 22.5%であり、1 年未満の人の合計は 32.5%でした。3 年以上の長期間屋外生活にある方は、45%でした。

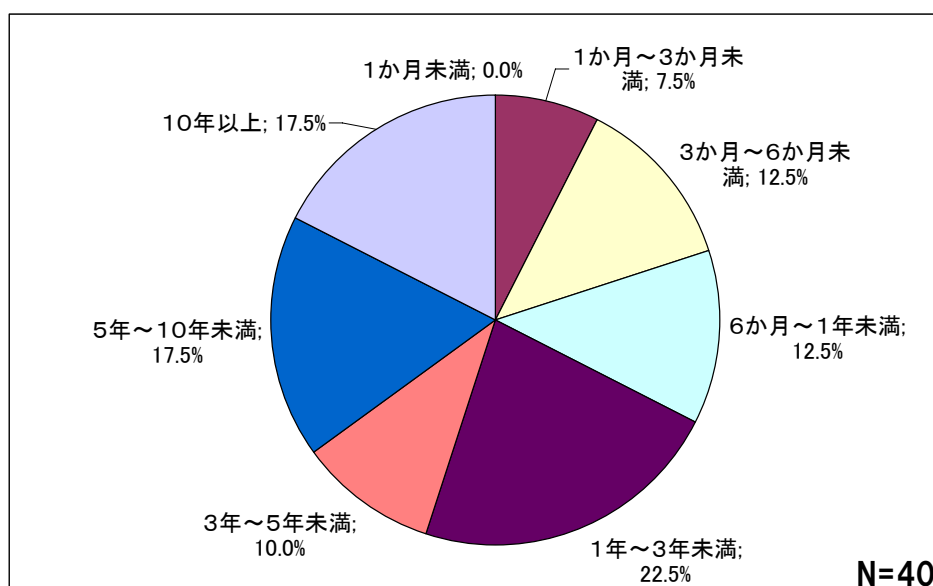
15 年調査では、1 年以上 3 年未満の方は、29.0%、1 年未満の方は 27.0%、3 年以上の方は、44%でした。

仕事と収入の状況については、仕事をしていると回答した人は 67.5%でした。仕事内容は、廃品回収が 74.1%となっており、月収は 3 万円以上 5 万円未満が 25.9%と最も多く、次いで 5 万円以上 7 万 5 千円未満と 10 万円以上 15 万円未満が 22.2%となっています。

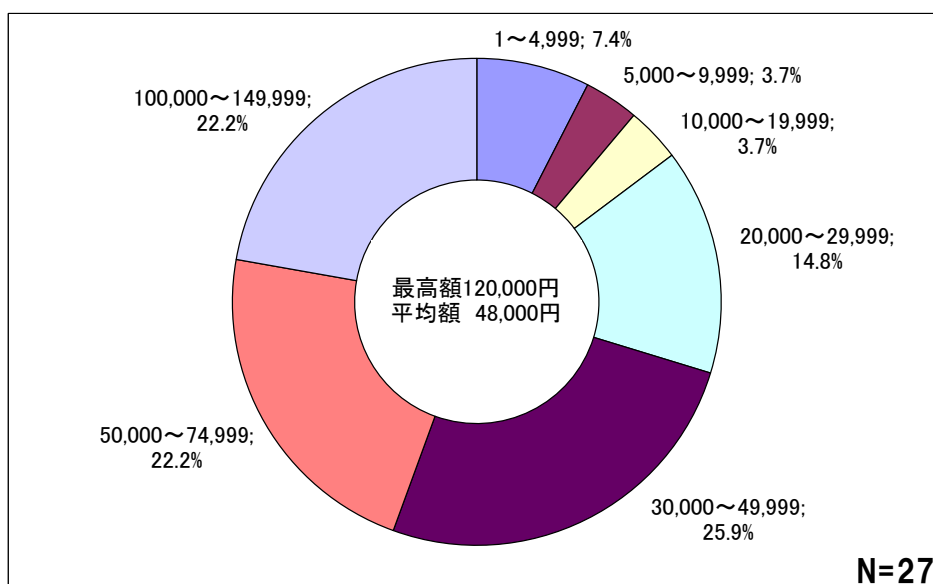
15 年調査を振り返ってみると、仕事内容で最も多かった回答は建設関係が 40.0%で、廃品回収が 35.0%となっていました。

月収では、5 万円以上 10 万円未満が 27.5%と最も多く、次いで 1 万円以上 3 万円未満が 20.0%となっていました。

【図2 直近のホームレス期間】



【図3 就労による収入額】



ウ 野宿までのいきさつ

野宿生活直前の職業は、建設作業従事者、建設技能従事者が 47.5%を占めており、次いで、生産工程・製造作業者がそれぞれ 12.5%となっています。また、職なしと回答した人はいませんでした。

雇用形態では、常勤職員・従業員（正社員）が 55.0%となっています。続いて、臨時・パート・アルバイトと、日雇いが 20.0%となっています。

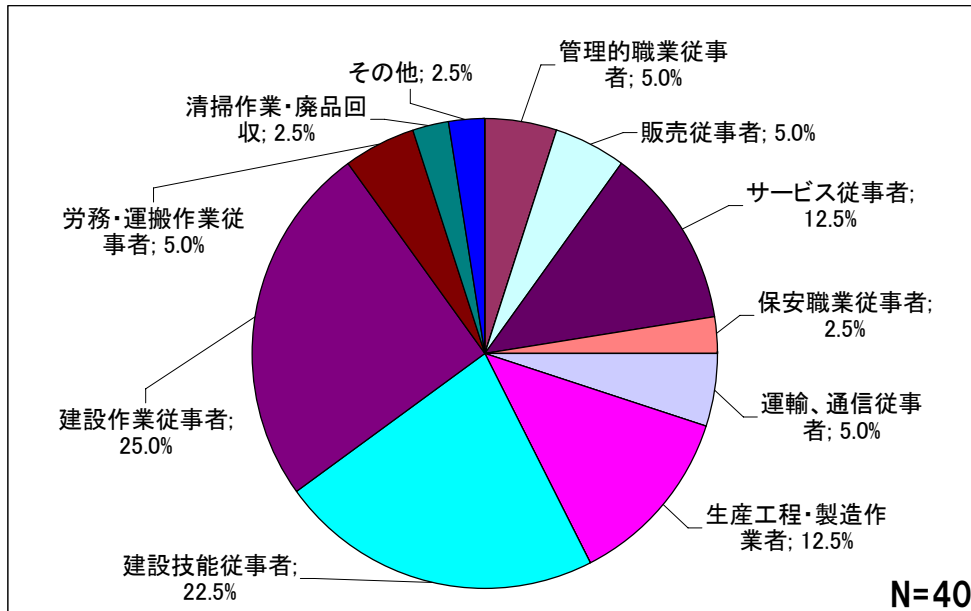
また、野宿に至った理由としては、「仕事が減った」が 42.5%、「倒産・失業」が 35.0%となっています。

15 年調査を振り返ってみると、野宿生活直前の職業では、建設作業従事者、建設技能従事者が 57.2%で、労務・運搬作業従事者が 9.1%で続いていました。

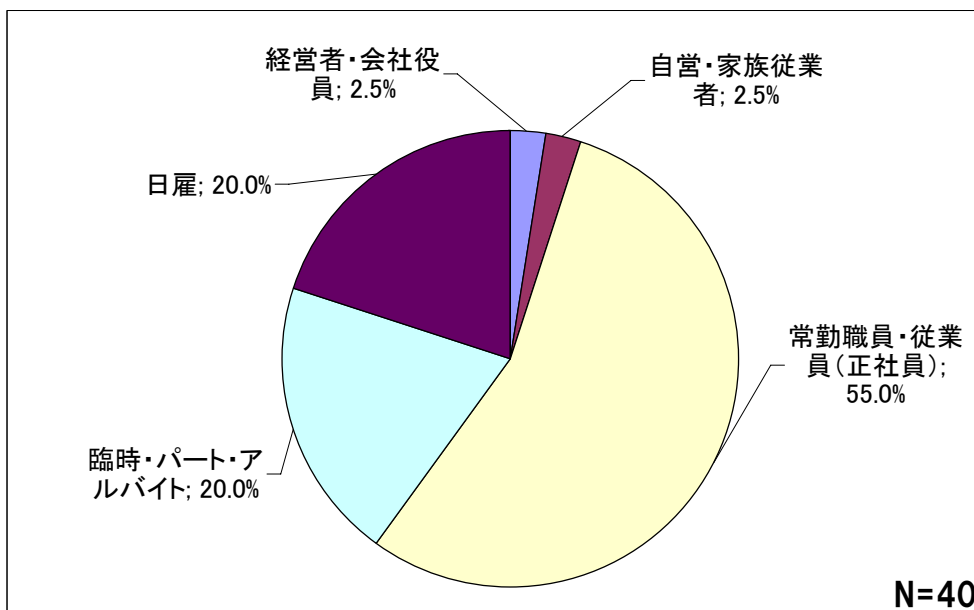
雇用形態では、日雇いが最も多く 41.2%、正社員が 36.1%となっていました。

野宿に至った理由は、「仕事が減った」が 51.0%、「倒産・失業」が 22.0%でした。

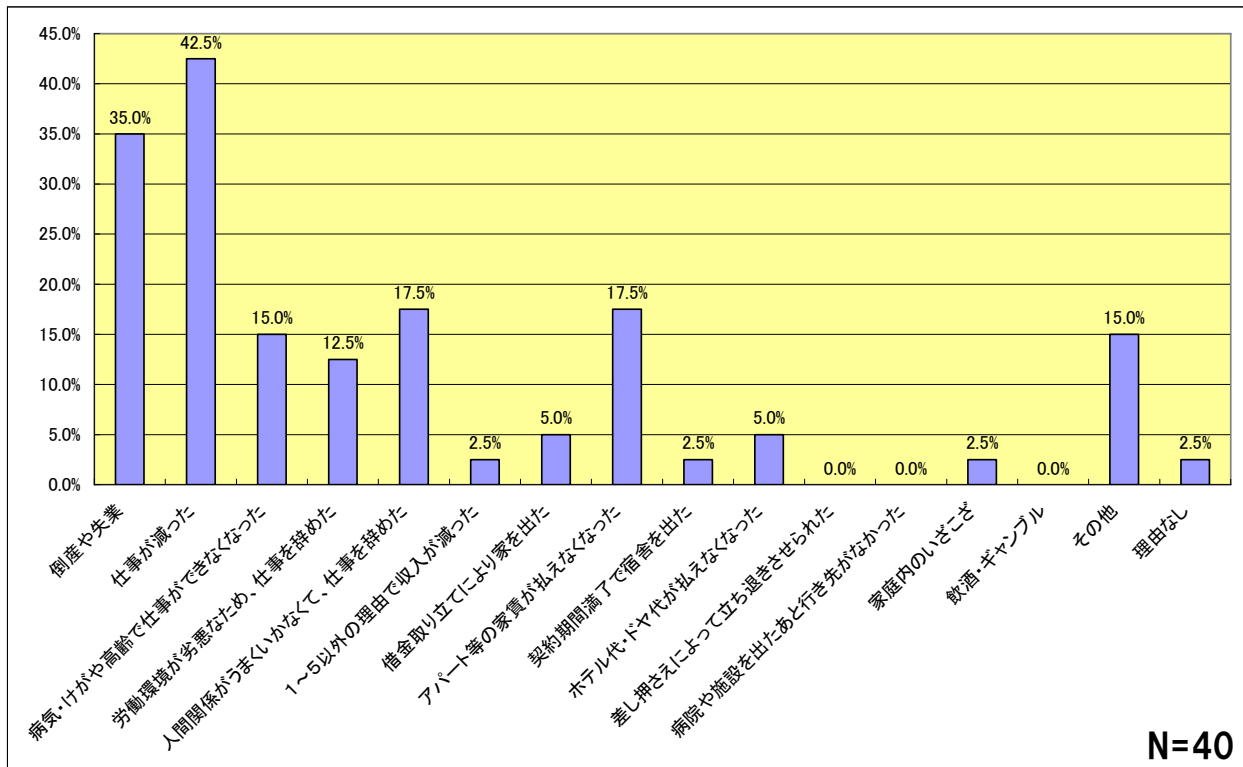
【図4 野宿生活直前の職業】



【図5 野宿生活直前の職業における雇用形態】



【図6 野宿生活に至った理由（複数回答可）】



エ 健康状態と福祉制度の利用状況

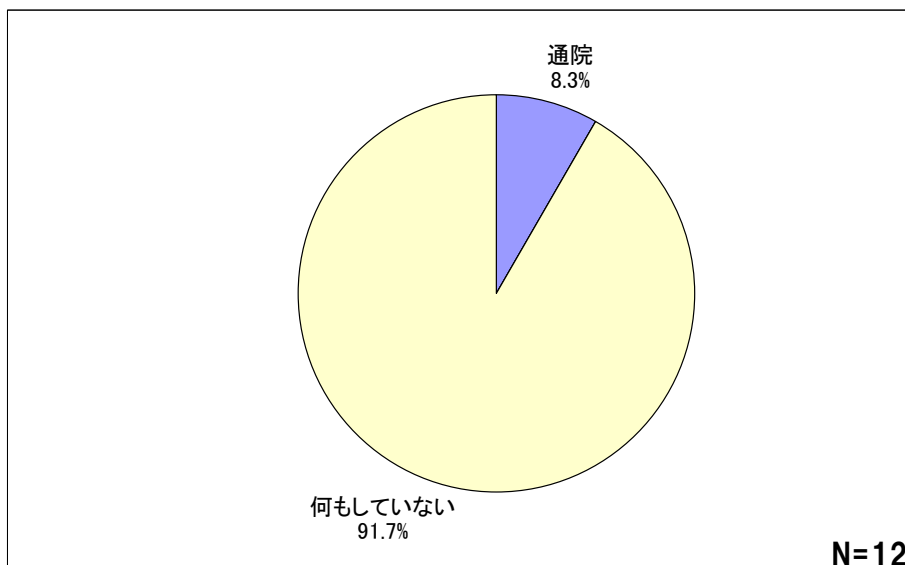
健康状態について、不調を訴えている人は 32.5%でした。このうち、治療を受けていない人は 91.7%でした。

福祉制度の利用状況は、巡回相談員に相談したことのある人が 92.5%、自立支援センターを利用したことがある人が 20.0%、シェルターを利用したことがある者は 12.5%でした。また、生活保護を受けたことのある人は 25.0%でした。

15年調査を振り返ってみると、体の不調を訴えている人は 45.0%で、治療を受けていない人が 66.7%となっていました。

生活保護を受けたことのある人は 25.0%でした。なお、巡回相談、自立支援センター、シェルターの利用状況は質問項目がなかったため不明です。

【図7 身体の不調による対処方法】

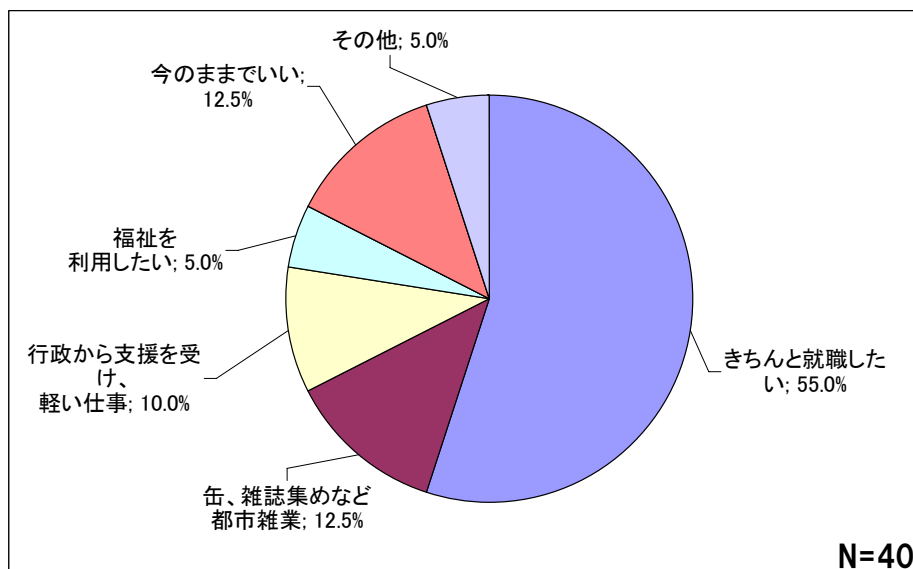


オ 自立について

きちんと就職したいという人は55.0%でした。今のままでいいという人は12.5%となっています。

15年調査を振り返ってみると、きちんと就職したいという人は57.0%、今のままでいいという人は15.0%でした。

【図8 今後の希望】



カ 生活歴

結婚歴のある人（内縁を含む）は30.0%でした。また、家族・親族がいると回答した人の内、この1年間で家族・親族と連絡が途絶えている人は77.4%でした。

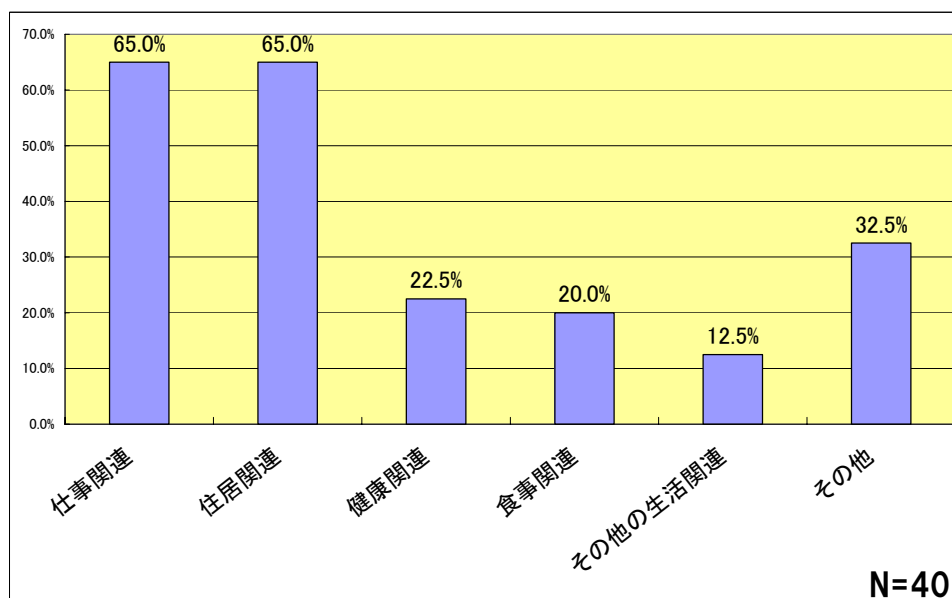
15年調査を振り返ってみると、結婚歴のある人（内縁を含む）は48.0%、家族・親族がいると回答した人の内、1年間連絡が途絶えているという人は77.0%でした。

キ 行政への要望・意見

仕事関連と住居関連の要望・意見が最も多く65.0%となっています。

15年調査を振り返ってみると、仕事関連の要望・意見が最も多く30.9%、住宅関連が16.2%となっていました。

【図9 行政への要望・意見（複数回答可）】



2 ホームレス自立支援施策の現状

(1) 横浜市の自立支援施策の経過

本市では中区内に、経済状況の影響を受けやすい不安定な就労形態にある日雇労働者が数多く生活している「寿地区」と呼ばれている簡易宿泊所の密集地域があります。

本市では、昭和 58 年に関係機関、関係区局で構成した「寿地区対策協議会」を設置し、その中の「福祉対策部会」で寿地区の様々な問題点を協議してまいりました。また、ホームレスに関する問題も寿地区を中心に発生していたことから、ホームレス自立支援施策についても協議してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や建設業の機械化、さらにこの地域の人たちの高齢化などにより日雇労働に就けない人が増加し、この地区を中心にホームレス生活を余儀なくされた人が多数見受けられるようになりました。

こうしたなか、ホームレスに関する問題は一地方自治体のみでの取り組みでは、人的、財政的にも限界を超えた状況に達しているとの認識から、国において、平成 11 年 2 月に関係省庁と関係都市で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置され、同年 5 月には、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられ国と地方公共団体が一体となりホームレスに関する問題に取り組むこととなりました。

本市においても、ホームレスに関する問題が寿地区だけではなく全市的な問題となっていることや「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行などを踏まえ、平成 14 年 10 月に、新たに全庁的な協議の場である「ホームレス対策関係局区連絡会議」を設置しました。

この連絡会議において、ホームレスの自立の支援に関わる区、局で議論を重ね、平成 16 年 10 月に「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。この実施計画に基づいて、ホームレス自立支援施策を推進しています。

(2) 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間ににおける、関係区局のホームレスの自立の支援に向けた取組方針を定めたものです。基本的な考え方は以下の 3 点によります。

- ホームレスの人たちが、自らの意志により、安定した生活が営め、ホームレスから脱却し自立できるよう支援します。
- 寿地区を中心とした不安定な就労層をホームレスにさせないための支援等を行っていきます。
- ホームレスの人たちの基本的人権を尊重し、広報活動等を行いホームレスの人権擁護に努めるとともに、地域の環境改善や、ホームレス、市民相互の安全・安心の確保を行います。

この考え方にに基づき、以下の 10 の取組方針を定めています。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ◆ 就業機会の確保 | ◆ 居住場所の確保 |
| ◆ 保健・医療の確保 | ◆ 生活相談及び指導 |
| ◆ ホームレス自立支援事業等 | ◆ 寿地区支援 |
| ◆ 緊急援助及び生活保護 | ◆ 人権擁護 |
| ◆ 地域の生活環境の改善及び安全・安心確保 | ◆ 市民や民間団体との連携 |

(3) 横浜市の主なホームレス自立支援施策

ア ホームレス自立支援事業

本市では、早くからホームレス自立支援施策に取り組み、昭和 54 年に屋外生活援護対策事業、平成 3 年には緊急一時保護事業を開始しました。

平成 6 年には、それらを統合し、緊急一時宿泊所「まつかげ一時宿泊所」の運営を開始しました。平成 12 年度には、公共職業安定所の職業相談室の設置等、全国初の自立支援施設として機能強化を図り、施設名称を「まつかげ宿泊所」へと変更しました。

この「まつかげ宿泊所」は、平成 15 年 6 月に寿地区内に移転、拡充し「横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ」として運営が開始されました。

平成 18 年 7 月には指定管理者制度が導入され、(福)神奈川県匡済会が指定管理団体として本市からの指定を受け、施設の管理運営を行っています。

はまかせでは、一定期間の入所の中で、次のような生活相談・支援及び就労支援等を通じて、ホームレスの自立を支援しています。

(ア) 宿泊及び食事等の提供

宿泊、食事、衣類、日用品等の提供を行っており、入所期間は原則として 30 日間、最大で 180 日間までです。

(イ) 住宅相談

全日本不動産協会横浜支部から相談員を派遣してもらい、保証人が必要ない賃貸住宅の情報提供などの住宅相談を行っています。

(ウ) 職業相談

常勤就労に就くことを希望する方を対象に、公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を行っています。就職活動を行うにあたり必要となる、面接のための交通費や就職支度金等の支給や貸付を行っています。

また、国が実施する日雇労働者等技能講習、ホームレス就業支援事業を活用し、ホームレスの就労の実現を図っています。

(エ) 健康相談

心身の健康の回復及び維持のため、健康診断や、施設に常駐する看護師による体調、服薬支援等の健康相談を行っています。

イ ホームレス総合相談推進事業

(ア) ホームレス巡回相談指導事業

横浜市では、昭和 54 年 11 月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対し相談、支援を行う夜間街頭相談を行ってきました。平成 6 年 11 月からは道路・公園等の施設管理者と自立支援施設が連携し、横浜駅周辺等においても夜間街頭相談を実施してきました。

平成 16 年 4 月には、市内を巡回して、区福祉保健センター及び施設管理者等と連携して、ホームレスに対して相談を行う、アウトリーチを専門としたホームレス巡回相談室を開設しました。現在では、夜間街頭相談は、この巡回相談室が主体となり、

行政と連携し実施されています。

(※ アウトリーチ：直接、対象者の元へ出向き支援を行う手法のこと)

(イ) ホームレス総合相談推進事業

学識経験者、地域住民、ホームレス支援団体、行政職員を委員とする「横浜市ホームレス総合相談推進協議会」を定期的で開催し、巡回相談指導事業を効果的に行うための意見交換、検討を行っています。

ウ ホームレス保健サービス支援事業

平成 16 年 8 月から、巡回相談室の行う巡回相談に看護師等が同行し、ホームレスに対して、健康相談等を実施することにより、健康状態等を把握し、適切な保健サービスを受けられるようにするとともにその自立を支援しています。

エ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

平成 16 年 11 月に、主に中村川沿いで小屋がけやテントなどを設置して居住している人に対して、公共用地からの移動を働きかけ、健康状態の悪化防止と生活環境の改善を図り、ホームレス状態からの脱却を支援することを目的に、緊急一時的な宿泊場所（シェルター）「中村川寮」を開設しました。

この中村川寮の開設以降、中福祉保健センター及び中土木事務所が、一人ひとりのホームレスの意向を尊重することを基本とする丁寧な働きかけを行った結果、平成 19 年 9 月に、中村川沿いのホームレスの方の移動が終了しました。

オ 寿地区対策事業

(ア) 寿地区緊急援護対策事業

中福祉保健センターにおいて、原則として寿地区に 6 か月以上居住している方で生活に困窮している方を対象に、面接の上、食券・宿泊券による緊急援護を実施しています。

対象者が寿地区に居住する日雇労働者からホームレスへと変わる中で、平成 18 年 10 月に、それまでの日々の緊急援護から、ホームレス自立支援施設と連携した、自立を支援する制度へと見直しを行いました。

(イ) 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する人で、年末年始の休庁期間中の援護を必要とする生活に困窮した人を対象に、臨時宿泊所を設置し、休庁期間中の宿泊援護を実施しています。

(ウ) 寿生活館運営事業

寿地区内のホームレスや簡易宿泊所宿泊者などの福利厚生の上昇を図ることを目的に、シャワー室、洗濯室、娯楽室等を設置しています。

平成 18 年 7 月には指定管理者制度が導入され、(財) 寿町勤労者福祉協会が指定管理団体として横浜市からの指定を受け、施設の管理運営を行っています。

(工) 寿福祉プラザ相談室

ホームレスや簡易宿泊所宿泊者などに対する生活相談や健康相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連絡・調整を行っています。

(才) 寿町なんでも SOS 班事業

寿地区内の NPO 法人が、平成 17 年度から横浜市と民間団体との協働事業として、寿地区内を中心にホームレスや簡易宿泊所宿泊者などに対してアウトリーチを含めた相談活動を行っており、行政対応が必要な場合は、寿福祉プラザ相談室と連携して対応しています。

カ 保健医療対策

(ア) 保健医療対策

寿地区居住者やホームレスが、福祉保健センターや寿福祉プラザ相談室などに相談があった場合、面接相談を実施し、医療機関への受診が必要な場合には、必要に応じて医療機関へつなげるなどの対応を行っています。

(イ) 結核対策

結核罹患率の高い、寿地区居住者やホームレスを対象に、寿地区及び横浜市中心部で、福祉保健センターが結核健診を定期的実施するとともに、医療機関委託による個別健診を実施しています。

また、健康福祉局では、寿地区の結核患者の治療を確実にを行うため、神奈川県立循環器呼吸器病センターなどの結核医療機関や中福祉保健センターと連携し、寿地区の(財)寿町勤労者福祉協会診療所等において横浜市 DOTS 事業(結核の直接服薬確認療法)を平成 11 年度から実施しています。

第2 ホームレス自立支援施策の推進方策

1 基本的な考え方

国は、ホームレスとなった要因を大きく分けると主に以下の3つになるとしています。

- 就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること
- 医療や福祉等の援護が必要なこと
- 社会生活から逃避していること

この主な3つの要素が複雑に重なりあってホームレスに関する問題が発生していると考えられるとしています。

また、平成19年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果から、平成15年1月の同調査と比較して、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労意欲の低下傾向があり、野宿生活から脱却した後、再び野宿生活に戻ってしまうホームレスの存在も確認されるなど、ホームレスの状況が変化しており、こうした要因や変化を踏まえた総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要があるとしています。

その中で、基本方針では、ホームレスに関する問題の状況は地方公共団体ごとに大きく異なり、地域の状況に応じた施策の推進が必要であり、市町村は、基本方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施することとしています。

そのため本市では、国の基本方針に則しながら、従来の実施計画の考え方を継承し、次のことを基本的な考え方とします。

- ホームレスが自らの意思により、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却し自立できるよう支援します。
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある不安定な就労層を、ホームレスにさせないための支援等を行っていきます。
- ホームレスの基本的な人権を尊重し、広報活動等を行いホームレスの人権擁護に努めるとともに、地域の環境改善や、ホームレス、市民相互の安全・安心の確保を行います。

この基本的な考え方に基づいて、従来の実施計画で策定した取組方針を、より発展的に深めるとともに、新たな課題にも対応した9つの取組方針を掲げ、ホームレスの自立の支援を推進してまいります。

- 1 就労自立の支援に取り組めます。
- 2 居住場所確保の支援に取り組めます。
- 3 保健・医療の確保の支援に取り組めます。
- 4 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組めます。
- 5 再び野宿生活となることを防止する支援に取り組めます。
- 6 ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組めます。
- 7 人権擁護に取り組めます。
- 8 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組めます。
- 9 市民や民間団体との連携に取り組めます。

2 各課題に対する取組方針

(1) 就労自立の支援に取り組みます

本市の実態調査において、「きちんと就職したい」と回答した人が過半数を超えています。ホームレスの自立を支援する上で、就労支援は、非常に重要であると考えます。国においても、就業の機会が確保されることが最も重要であるとしています。

そこで、就労の意思があり、就労可能な状態にあるホームレスに対しては、個々のニーズや置かれた状況等に応じた就業機会の確保の支援が必要です。

ア 自立支援施設で取り組む就労支援

- 自立支援施設では、利用者に対し、生活支援員が今後の利用者の自立生活に向けてアセスメントを行います。その結果、就労自立を目指す人に対して、各種相談・支援を行い、公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を通して、安定した就職を実現するための支援を行います。

主な実施主体：健康福祉局 国

イ 国や神奈川県と連携した支援

- 国の行うホームレス就業支援事業では、保証人がいない場合や、これまでのキャリアを活かせるなど、ホームレス個々の事情に適した求人開拓を進めています。自立支援施設等においては、この就業支援事業と連携し、就業機会の確保について支援します。
- 国や神奈川県など関係機関と連携し、自立支援施設の利用者を対象とした技能講習やトライアル雇用事業等を活用し、職業訓練の機会等を提供し、就業のためのスキルアップを支援します。

主な実施主体：健康福祉局 国 神奈川県

(2) 居住場所確保の支援に取り組みます

自立支援施設における支援の結果、地域社会で自立した生活を営むことが可能となったにもかかわらず、住所がないこと、保証人を確保できないことなどから、民間賃貸住宅などへの入居が困難な状況が多く見られます。そのため、その住宅確保の支援が必要です。

自立支援施設で取り組む、退所後の円滑な住所設定に向けた支援

- 自立支援施設において、利用者が退所後に安定した居住場所を確保できるように、利用者個々のニーズにあった民間住宅の情報提供に努めるとともに、保証人が確保できない場合も、全日本不動産協会横浜支部から派遣された住宅相談員による保証人の必要ない賃貸物件の相談等を行い、住宅確保の支援に努めます。
- 保証人が確保できないことを理由に、民間賃貸住宅への入居に困窮している自立支援施設退所予定者等に対して、横浜市、民間保証会社、宅建団体等が連携し、物件の斡旋や家賃債務保証及び居住支援を行う民間住宅あんしん入居事業を実施し、入居の機会の確保及び安定した居住の継続を図ります。

主な実施主体：健康福祉局 まちづくり調整局

(3) 保健・医療の確保の支援に取り組みます

本市の実態調査において、身体の不調を訴える人が約 1/3 程度いました。そのうちの9割以上の方が、医療機関を受診していませんでした。医療が必要な状態にあるにも関わらず、医療機関を受診することができない人に対する支援が必要です。

また、ホームレスの中には、野宿という過酷な生活により結核を発症してしまう人も少なくありません。効果的な結核対策を行うことも必要です。

ア 巡回相談と連携した保健・医療の確保に向けた支援

- 市内を巡回して、ホームレスの相談を行う巡回相談室が行う巡回相談に、看護師等が同行し、その専門性を活かした健康状態の把握及び健康相談を行う、ホームレス保健サービス支援事業を引き続き推進し、必要に応じて福祉保健センターと連携した支援を行います。福祉保健センターは医療機関への受診勧奨等に努めるとともに、必要に応じて生活保護法の医療扶助を適用します。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

イ 適切な保健・医療の確保に向けた支援

- 自立支援施設では、利用者を対象に医療機関での健康診断を実施します。また、施設に配置されている看護師が、その専門性を活かして、日常の健康相談や、服薬支援を実施し、利用者の健康管理に努めます。また、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行い、適切な保健・医療の確保に向けた支援を行います。
- 入院医療等が必要な状態と判断された場合には、医療機関への入院措置を行い適切な保護を実施します。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

ウ 結核への対応

- 健康福祉局と各福祉保健センターが連携して、ホームレスを対象とする結核健診を実施し、結核の早期発見に努め、適正な医療を受けられるように支援します。
- 医療の中断リスクが高い結核患者について、医療機関とも連携をとり、入院中から退院後の治療終了まで服薬確認を行い、結核の適切な治療を支援します。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

(4) 個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます

ホームレスが自らの意思により、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却し自立をするためには、就労による自立の支援が最も重要です。しかし、就労自立の前提となる社会生活の自立に向けてアルコール等の依存症や、負債の問題を抱える等の個々のおかれた状況に着目した支援を必要とするホームレスも少なくありません。

さらに自立支援施設においても、就労自立への支援だけではなく、社会生活の自立への支援にも取り組むことが、利用者の自立の支援には効果的です。

ア 個別の状況に応じたきめ細かな支援

- 巡回相談室の相談員が、関係機関等と協力しながら、ホームレスが起居する場所に巡回し、相談・支援を行い、福祉保健センターにつなげる等、必要な支援・サービスが受けられ、自立につながるよう支援します。また、自立支援施設への入所を拒否する人等に対しては、巡回相談室、福祉保健センター及び関係機関等が連携して、必要な支援・サービスの利用に対して、本人の理解が得られるように粘り強く働きかけます。
- 女性ホームレスに対しては、その背景にある家族問題などにも十分に配慮し、女性福祉相談員や婦人保護施設等とも連携し対応します。
- 福祉保健センターにおいては、施設や簡易宿泊所等からアパートなどの居宅生活への移行について、多面的に検討します。
- ホームレスの個々のニーズを把握した上で、自立に向けての支援の必要性を検討します。
- 個別の状況に応じて自立支援施設や無料低額宿泊所への入所等を検討し、必要に応じて生活保護を適用するとともに、自立に向けた支援を行います。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

イ 自立支援施設における社会生活の自立支援

- 自立支援施設において、宿所、食事等の日常生活上必要なサービス等を提供し、利用者の自立に向けた環境を整えます。
また、利用者に対するアセスメント方法の工夫等により、個々のニーズの的確な把握に努め、ニーズに合わせた支援に努めます。
さらに、アルコール依存や負債の問題など、自立を阻害する問題を抱える人に対しては、その解決を図るため、デイケアなどへの参加や、法律相談所の紹介など、きめ細かな相談・支援を行います。
- 自立支援施設において常勤就労を果たした方に対し、そのアフターフォローの一環として、施設退所後も就労を継続しながら、安定した生活ができるよう、施設入所中から退所後の日常生活に備えた相談・支援に努めます。

主な実施主体：健康福祉局

(5) 再び野宿生活となることを防止する支援に取り組みます

実態調査の結果、自立支援施設等の利用により野宿生活を脱却したにもかかわらず、安定した生活が継続されず、再度野宿生活となってしまいうホームレスの存在が確認されています。安定した生活を継続して営め、再び野宿生活とならないようにするための支援が必要です。

再び野宿生活となることを防止するための自立支援施設における支援

- 自立支援施設では、利用者の就労自立に向けた支援を行いますが、その時の雇用情勢や本人の年齢、就労意欲などの就労実現のための諸条件が合わず、就労が実現しないまま入所期間が満了してしまうことも少なくありません。こうした就労困難かつ就労の見込みが立たない人に対しては、本人の意思を尊重しつつ、福祉保健センターと自立支援施設が連携して、施設退所後の検討を行い、再び野宿生活とならないための支援に努めます。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

(6) ホームレスとなるおそれのある人への支援に取り組みます

本市の実態調査から、野宿生活に至った理由として、倒産・失業や、病気等の何らかの理由により仕事を失ったことを挙げる人が多くを占めています。こうしたリスクの高いものとして、従来からの課題である日雇い労働者に加え、新たにクローズアップされている住居喪失不安定就労者などのホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、効果的な支援を行う必要があります。

ア 寿地区における支援

- 横浜市が発注する公共工事を受注した業者に対して、寿地区の日雇労働者の雇用を推奨します。

また、寿地区内の相談窓口である寿福祉プラザ相談室において、自立支援施設や各福祉保健センター、民間団体等と協力しながら、生活の安定と向上を図るため、様々な相談への対応や情報提供を行います。

さらに、寿地区に居住する人の内、援護を必要とする人が、ホームレスとならないような未然防止に取り組みます。

主な実施主体：健康福祉局

イ ホームレスとなるおそれのある人や不安定な生活状況下にある人への支援

- 平成20年度は、未曾有の経済・金融不況が全世界を覆い、非正規労働者や住居喪失不安定就労者等の問題が、労働・雇用問題としてクローズアップされました。国においては、労働・雇用施策の見直しの検討を進める他、対応施策を実施してきているところです。しかしながら、労働・雇用施策等が進められてもなお、安定した生活が確保できずに、ホームレスとなることを余儀なくされる場合も想定されます。

経済・雇用環境が変動する現代社会においては、ホームレスとなることを未然に防止することが重要です。

このため、ホームレスとなるおそれのある人から、各福祉保健センターに就労や住居の相談、生活保護等の相談があった場合には、本人の意向を尊重しながら、対象者の状態を判断した上で、国や県、関係機関との連携や、関連する施策を活用してホームレスとならないよう未然防止に努めるとともに、新たな対象も視野に入れた幅広い検討を行います。

主な実施主体：健康福祉局 福祉保健センター

(7) 人権擁護に取り組みます

ホームレスに対する偏見・差別意識は、社会全体に根強くあり、ホームレスに対する暴力や嫌がらせなどの事件の背景となっていると強く考えられます。このため、本市においても市民の理解と協力を得ながらホームレスの人権擁護について取り組む必要があります。

ア 人権啓発への取り組み

- 人権尊重の意識を育む啓発を体系的・計画的に行うことを目的とした「人権啓発推進計画」を平成 15 年度に策定しましたが、その中で、ホームレスに対する偏見の問題を取り組むべき人権問題として位置づけており、偏見や差別意識をなくしていくため、「広報よこはま」などを通じて人権啓発を行います。さらに、学校においても、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校や「まち」をめざし、「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）」を推進します。

主な実施主体：市民活力推進局 教育委員会事務局

イ 人権擁護への取り組み

- 自立支援施設等の利用者に対して、利用者本人を尊重し、その人権の擁護を第一に、利用者本位の支援・サービス提供に努めます。

主な実施主体：健康福祉局

(8) 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保に取り組みます

ホームレスが公共施設を起居の場所とすることにより、結果として公共施設の適正な利用が妨げられてしまうことがあります。このため、公共施設を起居の場所としているホームレスに対し、ホームレス状態からの脱却を支援することにより、その本来の適正な利用を確保する必要があります。

ホームレス状態からの脱却支援による、公共施設の適正な利用確保

- ホームレスが起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているような場合は、道路、公園等の施設管理者を中心に、各関係局、福祉保健センター、巡回相談室等の関係機関やホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け等の物件の撤去指導等を行い本来の適正な利用を確保します。物件からの移動にあたっては、当事者の人権を尊重するものとし、その方のホームレス状態からの脱却を支援します。

主な実施主体：土木事務所 道路局 環境創造局 交通局
健康福祉局 福祉保健センター

(9) 市民や民間団体との連携に取り組みます

本市には、ホームレスに対する生活支援活動を行うNPOや民間団体があり、ホームレス個々との面識もあり、それぞれが個々のホームレスの事情に対応したきめ細かな支援を行っています。

また、ホームレスにとって身近に相談できる民生委員も有効な社会資源と考えます。

このため、本市のホームレス自立支援施策を進める上で、NPOや民間団体、民生委員等と意見交換等を行い、協力・連携を図ることは、効果的であると考えます。

市民・民間団体との連携した取り組み

- 地域の実情を把握している民生委員や、町内会及びホームレスの支援を行う民間団体等に対して協力を求め、連携に努めます。

また、民間、学識経験者、行政で構成するホームレス総合相談推進協議会においても、巡回相談指導事業等の本市の行うホームレス自立支援施策について協議や意見交換を行い、ホームレスの自立の支援のための協力・連携に努めます。

- NPO 法人が本市との協働事業として取り組んでいる、寿地区内を中心とした相談活動で発見されたニーズについて、NPO 法人が単独で解決困難な問題に対して必要な福祉サービスにつなげるなど、寿福祉プラザ相談室とNPO 法人が連携して対応します。

主な実施主体：健康福祉局

第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 庁内推進体制

ホームレス自立支援施策の円滑な推進を目的として設置した全庁的な組織「ホームレス対策関係局区連絡会議」において、この計画の実施に向けた事業の検討、調整、推進に取り組んでいきます。

※ 構成

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港北区、戸塚区、行政運営調整局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、都市整備局、道路局、港湾局、まちづくり調整局、交通局、教育委員会事務局

2 庁外の関係機関との連携

(1) 国、神奈川県等関係機関との連携

計画を実施するにあたっては、国、神奈川県等関係機関と連携、協力するとともに、計画が効率的かつ効果的に進むよう、関係機関に対して各種施策の情報提供を積極的に行うことを求めるとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう協力を求めます。

(2) 民間団体との連携

計画を実施するにあたっては、地域団体、社会福祉法人、NPO、ホームレス支援団体等と連携し、その団体の施設や知識、人材等を活用するなど協力を求めます。

3 実施計画の計画期間等

(1) 計画期間

この実施計画の計画期間は、国の基本方針を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。ただし、国の基本方針及び神奈川県の実施計画の変更や、事業遂行上の必要により、本計画を見直す必要が生じたときはこの限りではありません。

(2) 実施計画の評価と次期計画の策定

実施計画の計画満了前に、ホームレスの実態調査を行うなど状況を客観的に把握するとともに、関係者や有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。

評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。

参考資料1 前実施計画の計画期間中におけるホームレス自立支援事業等の実績

1 ホームレス概数調査結果等の推移

調査年月	16年8月	17年8月	18年9月	19年1月	20年1月
男性	646人	858人	646人	653人	643人
女性	13人	4人	9人	8人	9人
合計	659人	862人	655人	661人	649人

2 自立支援施設利用実績

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
自立支援施設入所者数	1,874人	1,761人	1,409人	1,357人
就労退所者数	226人	204人	218人	244人

3 巡回相談事業実績

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
相談件数	1,590件	1,991件	2,067件	2,184件

4 夜間街頭相談実績

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実施回数	24回	24回	24回	24回
相談件数	1,153件	1,097件	1,139件	1,316件

5 保健サービス支援事業実績（※ 事業開始は平成16年8月から）

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
相談者数	39人	85人	152人	154人

※ 相談は週に2回、看護師が巡回相談に同行して実施。

6 緊急一時宿泊事業（シェルター事業）実績（※ 事業開始は平成16年11月から）

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
利用者数	19人	22人	26人	39人

参考資料2

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

第1章 総則（第一条一第七条）

第2章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第3章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第4章 民間団体の能力の活用等（第十二条一第十四条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきを生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施とその他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の至急その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力することに等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレスの自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- (5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホー

ムレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

参考資料3

横浜市ホームレス自立支援施設条例

平成 15 年 2 月 25 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導
- (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断
- (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
- (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平にホームレスの自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 4 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第5条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用の制限等)

第6条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年6月条例第76号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

横浜市健康福祉局援護対策担当

平成 21 年 4 月発行

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

電 話 045-671-2425

F A X 045-664-0403

横浜市広報印刷物登録 第 210070 号

類別・分類 B-E C O 8 0

